

JA 全農 ET センターニュース平成 21 年 2 月特別号

「受精卵利用農家に対する不受胎時の負担軽減対策について」

日頃、本会受精卵を御利用いただきありがとうございます。

現在、生産者経営支援のために不受胎対策を全農 ET センターでは実施しております。平成 20 年 10 月 1 日より平成 21 年 3 月末日までに本会受精卵を発注され、平成 21 年 7 月末日までに移植を終了し不受胎の場合、申請を規定に従い手続きいただければ、不受胎受精卵 1 個につき 1 万円の対策費を支出しております。本対策は今年 3 月末日までで終了となりますので、下記 3 回の受精卵リストから、発注され、本不受胎対策を是非御活用ください。

< 今年度内の受精卵リスト提示日と締め切り日 >

平成 21 年 2 月 19 日（リスト発信） 平成 21 年 2 月 25 日（重複受精卵の抽選日）

平成 21 年 3 月 5 日（リスト発信） 平成 21 年 3 月 11 日（重複受精卵の抽選日）

平成 21 年 3 月 19 日（リスト発信） 平成 21 年 3 月 25 日（重複受精卵の抽選日）

受精卵出荷は遠隔地の場合、新年度の 4 月 1 日以降となることもありますが、上記 3 回での発注受精卵については不受胎対策の対象となりますので御安心ください。

なお、申請手続きの詳細については別紙（実施要領抜粋：北海道版、都府県版）を御確認のうえ、速やかな申請をお願いもうしあげます。御不明の点は JA 全農 ET センター：担当 竹内まで御連絡ください。

（TEL：01564-2-5811、FAX：01564-2-5813）

受精卵利用農家に対する不受胎時の負担軽減対策

都府県版

実施要領抜粋

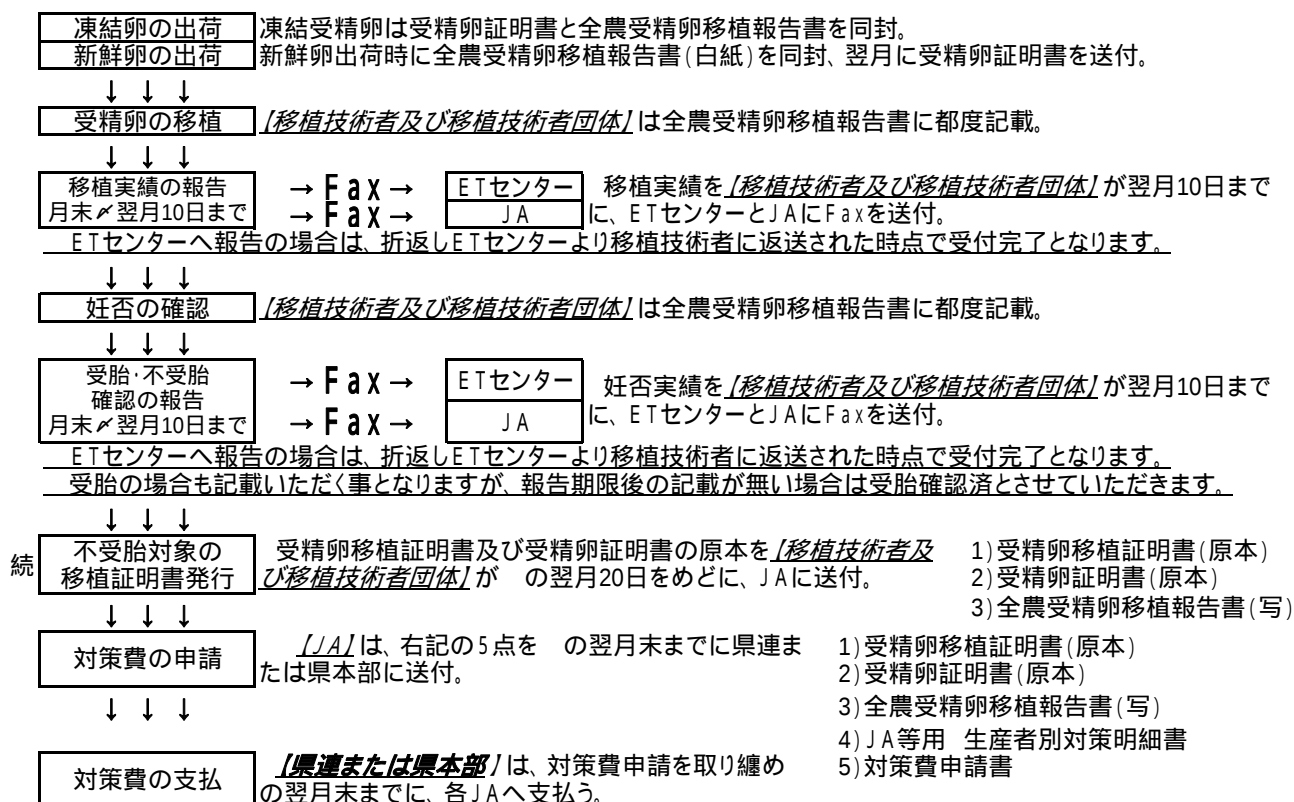
- 対象全農受精卵 平成20年10月1日～平成21年3月31日までに出荷(新鮮・凍結)された全ての受精卵。
ただし当日持ち込みで採卵された受精卵及び体外受精卵を除く。
- 全農受精卵移植報告書 受精卵出荷時に同封。
- 対象期間及び各報告期日

出荷時期	移植報告	ETセンター とJAへ FAXへ切日 厳守	受胎・不受胎確認 報告時期	ETセンター とJAへ FAXへ切日 厳守	対策申請〆切月 (支払い申請)	支払い月
平成20年10月1日 ～ 平成21年3月31日	平成20年10月ET	翌月10日	平成20年10月～ 平成20年12月末まで	翌月10日	不受胎確認 報告の翌月末	対策申請の あった翌月末
	平成20年11月ET		平成20年11月～ 平成21年1月末まで			
	平成20年12月ET		平成20年12月～ 平成21年2月末まで			
	平成21年1月ET		平成21年1月～ 平成21年3月末まで			
	平成21年2月ET		平成21年2月～ 平成21年4月末まで			
	平成21年3月ET		平成21年3月～ 平成21年5月末まで			
	平成21年4月ET		平成21年4月～ 平成21年6月末まで			
	平成21年5月ET		平成21年5月～ 平成21年7月末まで			
	平成21年6月ET		平成21年6月～ 平成21年8月末まで			
	平成21年7月ET		平成21年7月～ 平成21年9月末まで			
	平成21年8月ET					
	平成21年9月ET					

平成21年8月～9月末の期間に移植された受精卵については平成21年9月末までに不受胎確認されたもののみ対象といたします。

このことから、确实に対策費の対象となるよう平成21年7月末までに移植実施をお願い申し上げます。

4. 実務フローチャート【基本形】



受精卵利用農家に対する不受胎時の負担軽減対策

北海道版

実施要領抜粋

- 対象全農受精卵 平成20年10月1日～平成21年3月31日までに出荷(新鮮・凍結)された全ての受精卵。
ただし当日持ち込みで採卵された受精卵及び体外受精卵を除く。
- 全農受精卵移植報告書 受精卵出荷時に同封。
- 対象期間及び各報告期日

対象期間及び日報日割						
出荷時期	移植報告	ETセンター とJAへ FAX〆切日 厳守	受胎・不受胎確認 報告時期	ETセンター とJAへ FAX〆切日 厳守	対策申請〆切月 (支払い申請)	支払い月
平成20年10月1日 ～ 平成21年3月31日	平成20年10月ET	翌月10日	平成20年10月～ 平成20年12月末まで	翌月10日	不受胎確認 報告の翌月末	対策申請の あった翌月末
	平成20年11月ET		平成20年11月～ 平成21年1月末まで			
	平成20年12月ET		平成20年12月～ 平成21年2月末まで			
	平成21年1月ET		平成21年1月～ 平成21年3月末まで			
	平成21年2月ET		平成21年2月～ 平成21年4月末まで			
	平成21年3月ET		平成21年3月～ 平成21年5月末まで			
	平成21年4月ET		平成21年4月～ 平成21年6月末まで			
	平成21年5月ET		平成21年5月～ 平成21年7月末まで			
	平成21年6月ET		平成21年6月～ 平成21年8月末まで			
	平成21年7月ET		平成21年7月～ 平成21年9月末まで			
	平成21年8月ET					
	平成21年9月ET					

平成21年8月～9月末の期間に移植された受精卵については平成21年9月末までに不受胎確認されたもののみ対象といたします。

このことから、確実に対策費の対象となるよう平成21年7月末までに移植実施をお願い申し上げます。

4. 実務フローチャート【基本形】

